

第3章 計画の取組

<基本目標>

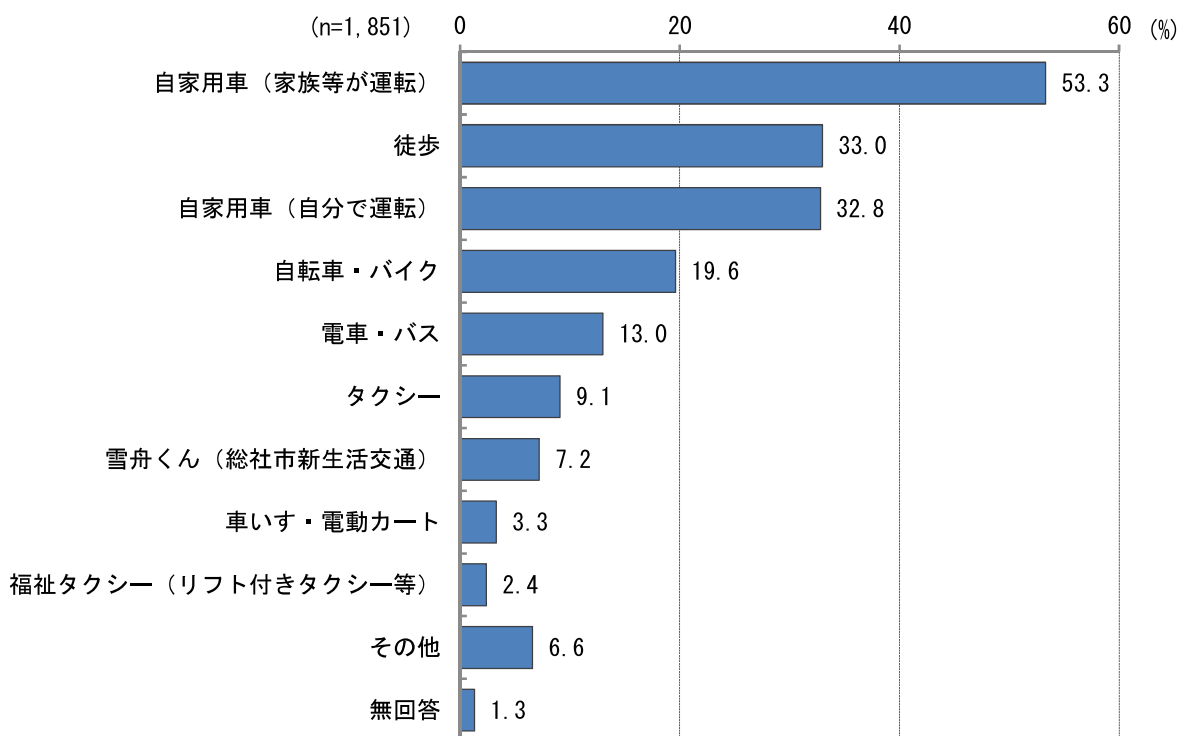
総社市は障がい者の「安心」に責任をもちます

1 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で便利で快適な環境であるといえます。生活を営むうえでの物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障がい者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちづくりを目指す必要があるといえます。

本市にはJR伯備線とJR桃太郎線に加え、井原鉄道の井原線が通っており、市内にある7駅のうち総社駅が本市の中心駅となっています。「電車やバス」(13.0%)、「雪舟くん」(7.2%)等の公共交通機関を利用されている人もいますが、日常生活では自家用車が不可欠であり、実態調査の結果でも障がい者の多くは自家用車を使用して外出する傾向にあることが分かります。

【図表 外出の時の移動手段】



第3章 計画の取組

従来の「ハートビル法」,「交通バリアフリー法」を統合し,「高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が平成18(2006)年12月20日より施行され,概ね20年が経過しようとしています。

本市では,第2次総社市総合計画や都市計画マスタープランに道路や施設等,住宅等におけるバリアフリー化の推進を掲げ取り組んでいます。市ホームページに掲載している「バリアフリーマップ」は,すべての人々が安心して総社市へと出かけられる情報を提供するため車いす対応のスロープやオストメイト対応多機能トイレ,障がい者用駐車場等の状況がまとめてあり,今後は内容について現状を確認しながら情報を更新していきます。

実態調査では,外出に際して「道路・建物の段差がたいへん」と回答した人が15.2%と最も多く,また「電車・バス等の乗り降りがたいへん」(9.9%),「障がい者に配慮した設備が不十分」(7.8%),「障がい者用トイレが少ない」(7.4%)との回答もみられ,施設等のアクセシビリティ※に配慮すべき箇所は依然として多く残されていることが分かります。

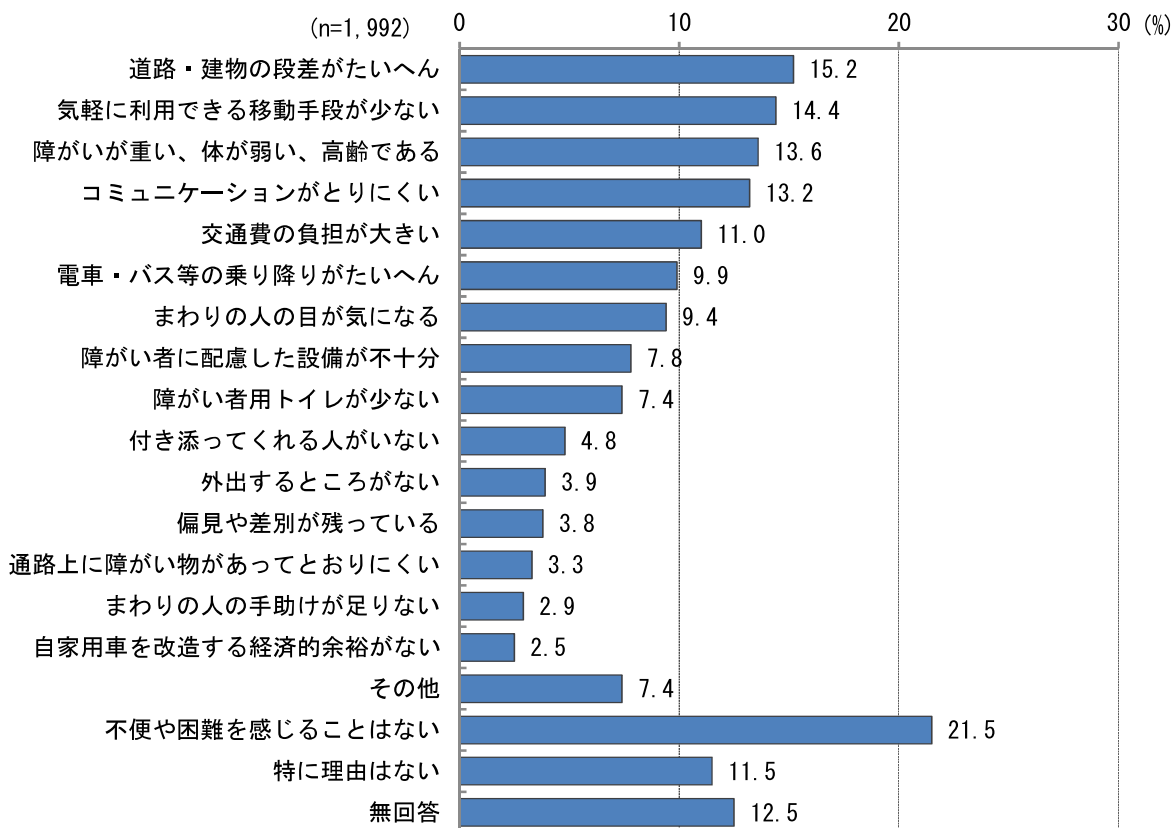
障がい者が住み慣れた地域の中で自立し生活を営んでいくためには,生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。ここ数年で本市の中心部に多くのグループホームが開設され,自立した生活が可能な障がい者が入居するなど仕事と住まいの提供が進んできました。

そのような中,令和6(2024)年4月1日から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されます。障がいの有無に関わらず,互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向けて市が一体となって取り組んでいきます。

※アクセシビリティについて

障がい者や高齢者など,誰もが様々な製品や建物,サービス等を支障なく利用できるかどうか,又はその度合いを表す言葉。

【図表 外出に関しての不便や困難，外出しない理由】



(1) 住宅環境の整備

施策名	内容
障がい者のニーズに対応した住宅整備の推進	障がい者が利用できる住宅の改造助成制度及び整備に関する情報の提供や諸制度の周知普及に努めます。
不動産業者への理解促進	不動産業者に対し、障がい者に対する賃貸住宅の斡旋、情報提供について理解・協力を求めます。
地域で生活するための環境整備	グループホームの空き状況の周知や施設入所者の地域移行に向けた施策を推進していきます。

(2) 外出支援の整備

施策名	内容
道路環境や交通安全施設の整備	障がい者や高齢者等の安全性に配慮した歩道の整備に努めます。また、交通信号機や横断歩道等についても障がい者が利用できる安全性の高い設備を関係機関に要望します。さらに、市民に対して交通安全意識の高揚を図ります。
移動方法や交通関連サービスの充実・広報	地域生活支援事業における移動支援事業及び自動車運転免許取得・改造費助成事業等の充実・周知を図ることにより、障がい者の社会参加の機会の確保に努めます。 また、「障がい福祉のしおり」等の配付によって「雪舟くん」、「いきいきチケット」など、その他の交通関連サービスに関する制度の周知に努め積極的な利用を促進します。

(3) アクセシビリティに配慮したまちづくりの総合的な推進

施策名	内容
福祉のまちづくり体制の推進	歩道の設置や段差の解消、公共交通機関、公園、不特定かつ多数の人が利用する建築物のユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化、障がい者にやさしい表示、点字ブロックの設置や道路環境整備等、あらゆる人にとって快適で無理なく利用できるやさしいまちづくりを本市の都市計画マスタープランに基づき進めます。
利用しやすい施設づくりの推進	障がい者等が利用しやすい施設整備のため、事業者の理解と協力が得られるよう努めるとともに障がい者と地域住民が支え合える環境を醸成し、互いに安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。
公共施設及び民間施設のバリアフリー化の推進	障がい者が日常生活において利用することの多い公共施設や不特定多数の者が利用する公共・民間建築物について、障がい者等が快適に無理なく利用できる施設となるよう努めます。また、障害者差別解消法の改正による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知・広報していきます。
合理的配慮の提供の義務化による共生社会の実現に向けた取組	事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことにより、さらなる障がいに対する正しい理解や特性の理解促進に取り組みます。

2 防災, 防犯等の推進

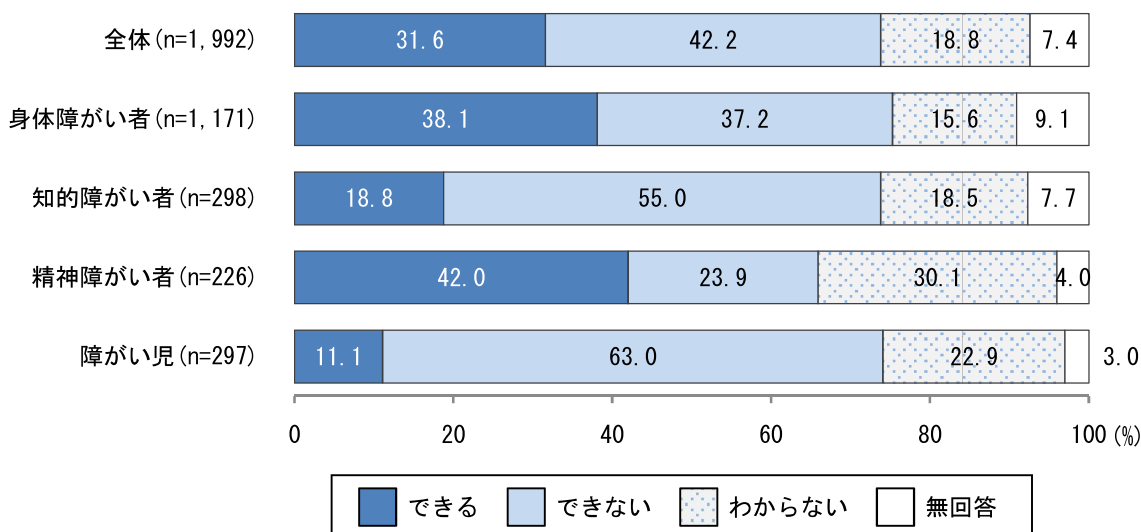
平成 30(2018)年7月の豪雨災害により本市は甚大な被害を受けましたが, この被災により障がい者の避難方法や避難所での過ごし方, 仮住まいでの生活など様々な局面で災害に対する備えや障がい者に対する配慮が不十分であったことが浮き彫りになりました。

実態調査では, 火事や地震等の災害時にひとりで避難することができないと回答した障がい者の割合は実に4割(42.2%)となっています。一方, 災害が起きた時のために事前に準備をしている障がい者は約3人に1人以下(28.0%)に留まっていること, 災害時の避難先を知らない障がい者が35.4%存在することが明らかになっています。

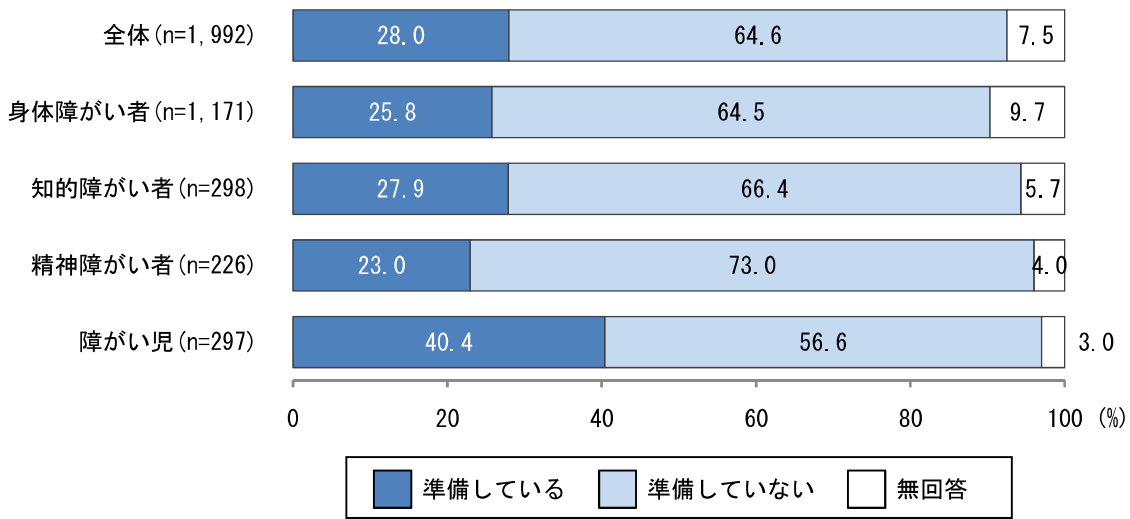
実際に災害に直面した経験を通じて大きな不安感を抱えつつも, 災害に対する備えをしたり, 避難先を確認したりするなどの具体的な行動を起こすまでには至っていない障がい者が依然として存在しているという現状が見てとれます。

障がい者が危険な状況下に置かれる前に避難できるよう, 平時から災害時を想定した準備を行っていく必要があります。

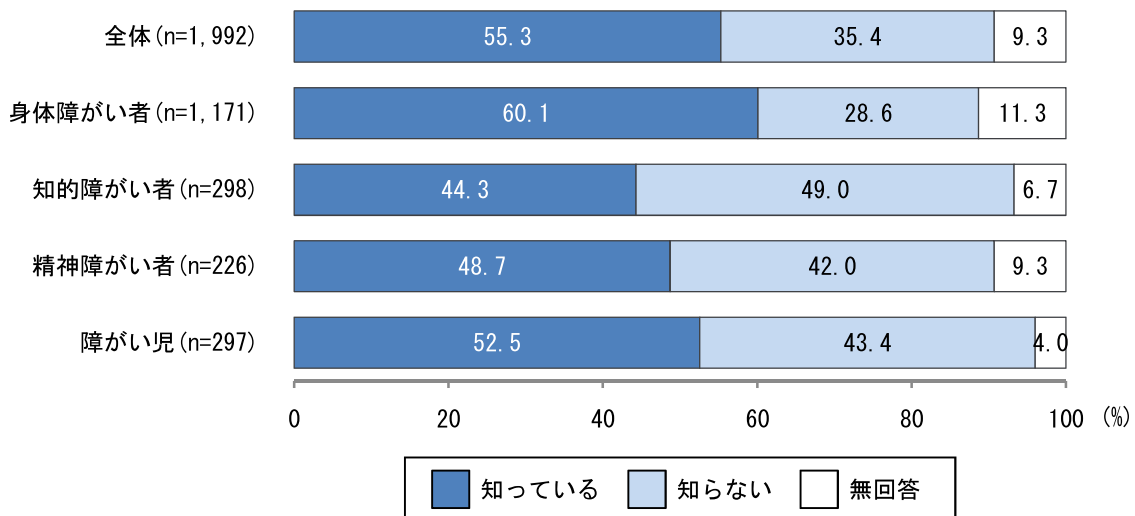
【図表 災害時にひとりで避難できるか】



【図表 災害が起きた時のために事前に準備しているか】



【図表 災害時の避難先を知っているか】



第3章 計画の取組

(1) 防災対策の推進

施策名	内容
地域における防災の充実強化	避難場所や避難経路の確認, 個別避難計画の策定を行うなど, 地域の実情にあった防災体制の充実強化を図ります。
地域ぐるみの支援が行える体制の構築	自主防災組織を中心に地域, 民生委員・児童委員, 消防機関, 各種ボランティア団体, 関係社会福祉施設等が連携をとり, 災害時に支援を必要とする人に対して地域ぐるみの支援が行える体制づくりを進めます。また, 社会福祉施設の防災意識の高揚を図るとともに, 施設を含めた地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。
福祉避難所の指定・整備と緊急時における医療体制の整備	災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れてケアする施設である福祉避難所を指定・整備するとともに周知に努めます。また, 医療的ケア児の受け入れが可能な施設や人員の配置, 人工透析患者など医療面でのケアが必要な障がい者への支援体制の整備に努めます。
住宅施設の防災対策の強化	住宅の耐震化, 家具の転倒・落下防止等, 在宅の障がい者に対する住宅の防災対策を推進します。
給付制度等の周知	木造住宅耐震診断補助事業や聴覚障がい者用火災警報器等の給付制度の周知普及に努めます。
防災知識の普及	障がい者やその家族, 地域住民に対して研修会の開催, 防災に関する資料の提供, 避難訓練などにより防災知識の普及を図ります。

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

施策名	内容
地域における防犯体制の充実強化	悪徳商法などによる被害の防止のため, 誰もが読みやすいパンフレットの作成や情報の提供, 警察署との緊密な連携を図り適切な防犯体制の推進に努めます。 また, 障がい者が緊急時に通報できるシステムの整備に努めるほか, 障がい者の見守りや行方不明になった際の早期発見としてGPS機器の購入費を助成します。
自主防犯組織の育成	障がい者の犯罪被害防止のために, 防犯意識の浸透を図り自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し, 安全なまちづくりに努めます。
消費生活相談の充実	買い物のトラブルや悪質商法などの消費生活相談の利用促進を図ります。また, 被害防止のための情報提供や啓発に努めます。

<基本目標>

総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます

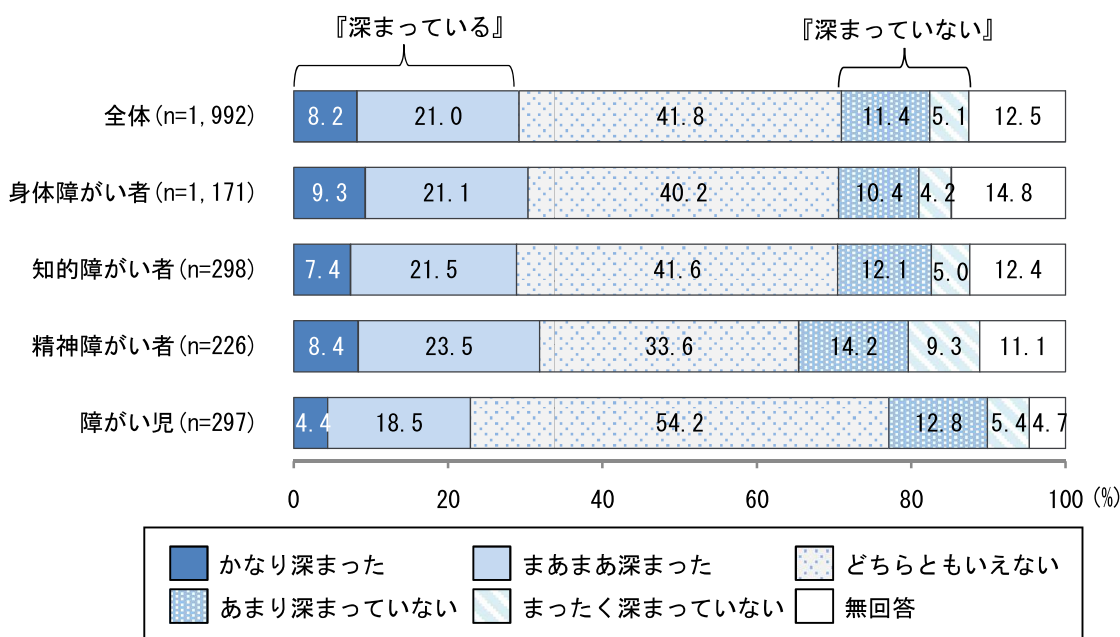
1 障がいに対する理解と交流の促進

障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいに対する理解を深める必要があります。

実態調査では、市全体で障がいへの理解が『深まっている』と感じている人の割合は29.2%に留まっており、理解が『深まっていない』と感じている人の割合は16.5%となることが分かります。

特に精神障がい者では、理解が『深まっていない』と考えている人の割合が23.5%となっており、約5人に1人は障がいに対する理解に対し厳しい評価をしていることが分かります。

【図表 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか】



第2編 障がい者計画

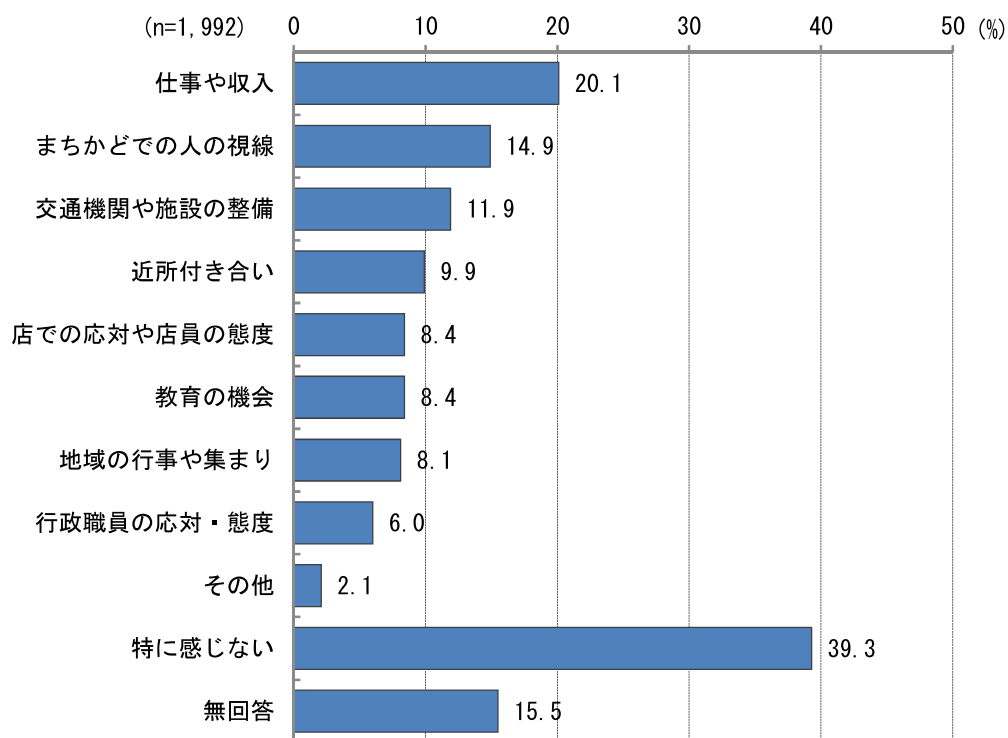
第3章 計画の取組

具体的には「仕事や収入」(20.1%)、「まちかどでの人の視線」(14.9%)、「交通機関や施設の整備」(11.9%)などで障がい者への差別や偏見があると感じるとの回答が多いことが分かります。

障がいに対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がい者が自立や就労、社会参加等を行ううえでの大きな阻害要因となります。そのため、障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを目指した取組を進めていくことが今後も引き続き重要となっています。

本市の広報紙や啓発用ポスター、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を行うとともに、表面的な啓発に終わるのではなく、これまで支援者となっていなかった障がい福祉に関心がない人に向けても情報提供することに努め、障がい者とのふれあいを通じて障がいや障がい者への理解を深める取組を継続的に実施していきます。

【図表 どのようなときに、障がい者への差別や偏見があると感じるか】



(1) 障がい者への理解と差別解消の促進

施策名	内容
あらゆる機会を通じた障がい者への理解の啓発	障がい者千五百人雇用委員会の開催や市及び総社市社会福祉協議会が主催する障がい関係の講座等の開催、市ホームページ・SNS、「広報そうじゃ」及び「社協だより」へ障がい福祉施策や障がい者の活動等の記事を掲載するとともに、マスメディアを通じた情報発信を行うことによって市民が障がいや障がい者に対する理解を深められるよう啓発活動に努めます。
「障がい者週間」等の周知及び活用	「障がい者週間」の周知として、障がい福祉フォーラム（ハートフルそうじゃ）や障がい者アートギャラリーといったイベント等を開催し、障がい者やその家族、関連事業所のみならず広く市民に参加してもらい障がい者週間等の周知に努めます。
「人権週間」、「障害者雇用支援月間」、「精神保健福祉普及運動」等の啓発・広報	障がい福祉に関する全国的に定められている啓発期間に合わせて、福祉関係団体と連携した各種関連行事等を実施し、重点的な啓発・広報に努めます。 4月 自閉症啓発デー 9月 障害者雇用支援月間、手話言語の国際デー 10月 精神保健福祉普及運動 12月 障害者週間、人権週間 など
交流行事等の推進	障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いに助け合い交流の輪を広げ「心のバリア」を取り除くため、交流事業等を積極的に推進し住民参加による住みよい福祉のまちづくりに努めます。
精神障がいに対する理解の促進	精神障がいに対する誤解や偏見をなくし、地域で生活するための環境整備を促進していきます。また、市民や企業に対して精神障がいに対する正しい理解と認識を広げるとともに、精神障がい者と市民や企業との交流を図ります。
強度行動障がい者に対する理解の促進	市民や企業等に対して啓発活動を行うことで、強度行動障がいへの理解促進を図り、強度行動障がい者の支援の促進につなげます。
障がい者に対する虐待防止	障がい者に対する虐待や差別について、障害者虐待防止法に基づく「総社市障がい者虐待防止センター（福祉課内）」への通報により、早期発見と速やかな対応に努めていくとともにその防止策を関係機関と連携して取り組みます。

第3章 計画の取組

施策名	内容
ピアサポート, ペアレントメンターの育成・支援	これまで当事者団体や家族会が会員の減少や高齢化により活動休止するなど, ピアサポートの取組を行うことが厳しい状況にありましたが, 新たに設立された団体や総社市地域自立支援協議会の各種連絡会等の活動を通じて同じ悩みを抱える人同士で話ができる場の提供や先輩保護者とのつながりが生まれてきました。育児・子育て期における孤立の防止や不安解消に向けたピアサポートによる活動を行政として支援してくとともに, ペアレントメンターの育成・支援により障がいのある子どもの保護者に対するサポートを行っていきます。

(2) 福祉教育の充実

施策名	内容
乳幼児期における福祉教育	発達障がい(の疑い)があると診断される乳幼児が増加傾向にあることから, 保護者に対して正しい知識の提供と専門機関へのつなぎをきめ細やかに行います。また, 保育所や幼稚園等の保育・教育現場において, 特性に対する理解を深めお互いを認め合える信頼関係の構築と福祉教育の充実に努めます。
学校教育における福祉教育	学校教育で, 障がいに関する福祉教育が推進されるよう努めます。また, 社会福祉学習支援事業の周知・活用により障がいへの理解を深める機会の充実に図り, 生徒同士での支え合いやボランティア活動等に生かされるよう努めます。
地域との連携・交流促進	家庭, 学校, 地域社会, 企業との連携を深め, 職業教育の拡充を図ります。また, 様々な交流活動を行い相互理解や思いやりの心を育てます。
地域住民を対象とした福祉教育と人材育成	すべての市民が支え合いながら共に生きることができる地域社会の実現のため, 障がいに対する理解を深める研修会・講座を実施し人材育成に努めます。
障がい者に関する市職員研修の充実	市職員に向けた障がい福祉に関する啓発セミナーや階層別研修を実施し, 窓口での対応力を向上させます。

(3) 精神障がい者の社会参加

施策名	内容
心の健康づくりへの参加促進	研修会のPRや健康づくり団体等の精神保健福祉講座の開催を促進し、年齢に伴う各段階に応じた心の健康づくりへの参加促進を図ります。
地域の人々との交流促進	精神障がい者が地域と交流できるイベント等の企画や参加を促進します。
精神障がいを原因とするひきこもり者への居場所の利用促進	精神障がい原因となりひきこもりになっている人が社会参加できるよう、市内に整備された居場所「ほっとタッチ」等の利用促進を図ります。

(4) ボランティア活動の振興

施策名	内容
ボランティアの養成と支援	ボランティア養成講座などを計画的に実施するとともに、受講者が継続して自主的に活動に参加できるような情報と機会を提供します。
ボランティア・ネットワークの構築	広報紙や社協だよりなどあらゆる機会を通じて、ボランティア活動への参加を市民や市内の岡山県立大学、隣接市の川崎医療福祉大学、吉備国際大学等に在籍する学生に呼びかけていくほか、幅広い世代にわたるボランティア・ネットワークの構築を目指します。
ボランティア活動の振興	社会福祉協議会と連携し、各分野で取り組まれているボランティア活動の内容やボランティア団体などに関する現況把握を行うとともに、情報提供体制を構築し市民のボランティア活動への参加機会の拡充を図ります。

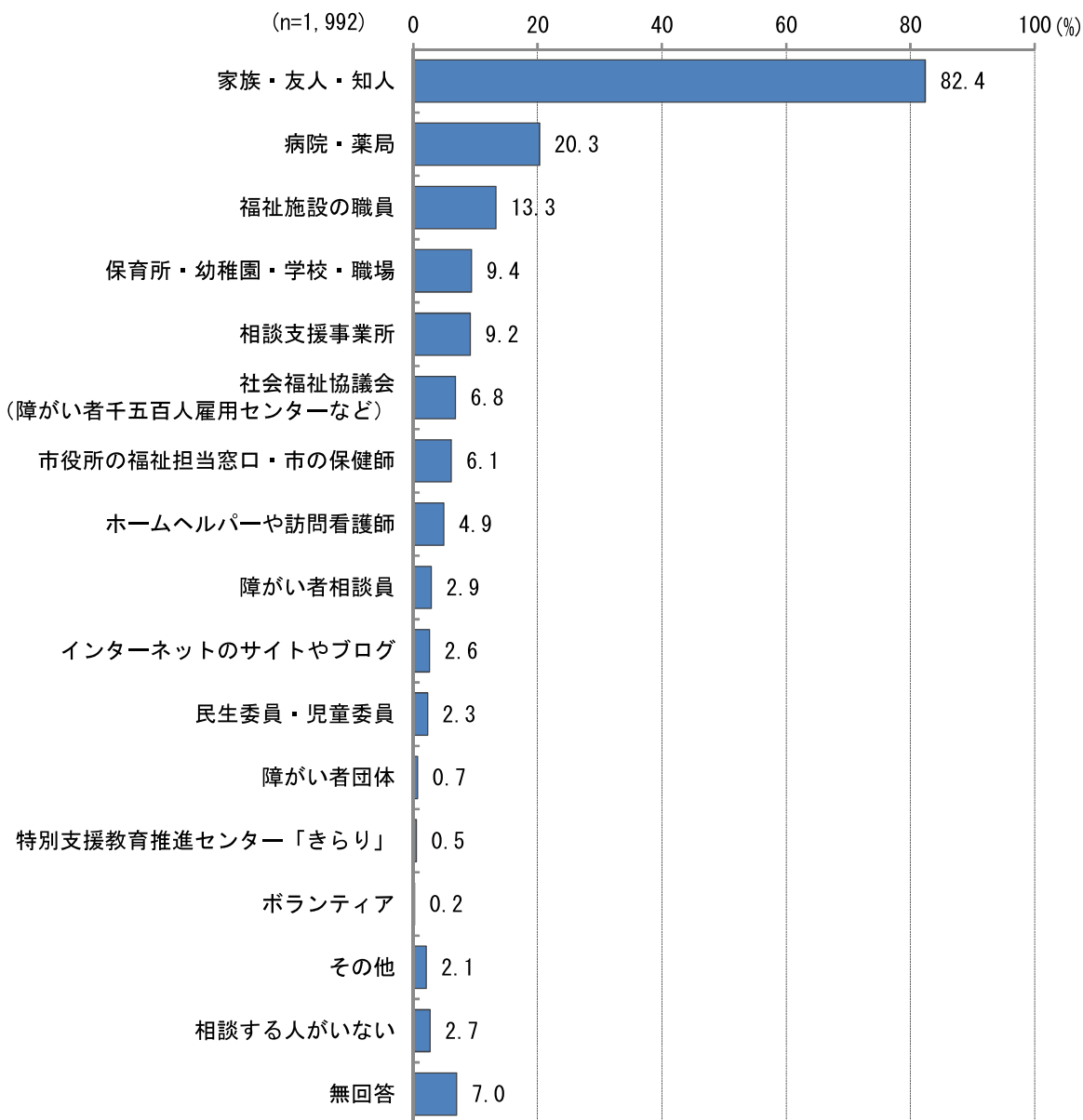
2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がい起因する困りごとや不安、悩みは、家族であってもなかなか理解してもらえないことがあります。障がい者の困りごとを解決するためには、その人の障がいの特性をしっかりと理解した人や機関と相談する必要があります。

実態調査では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先について「家族・友人・知人」(82.4%)を挙げた障がい者が圧倒的に多くなっています。その一方で、公的な相談窓口等を挙げる障がい者は少なく、相談したくてもできない、あるいは相談する窓口を知らないことも考えられます。

障がい者が地域生活に必要な様々なサービスを適切に利用できるよう、相談支援機能の充実を図ります。また、自ら意思決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を推進します。

【図表 困った時の相談先】



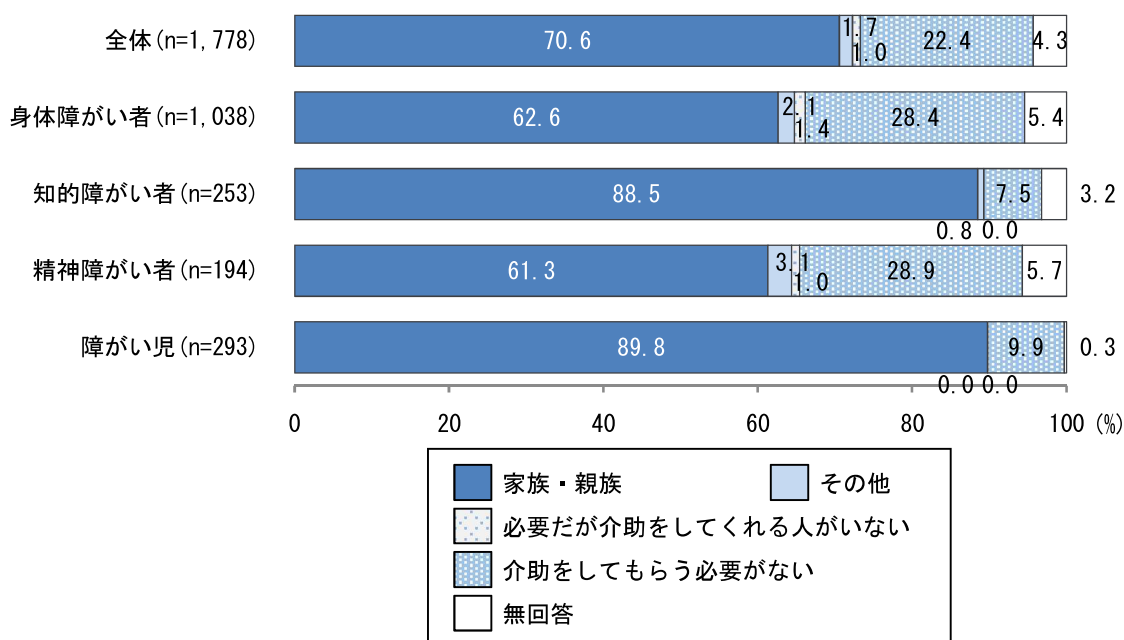
介助が必要である障がい者に主な介助者を尋ねたところ「家族・親族」を挙げた人は70.6%となっており、障がい者の介助は家族や親族に大きく依存している実態が分かります。

介助者が高齢となることで介助負担がこれまで以上に増大し、家族との死別、いわゆる「親亡き後」で介助者がいなくなり孤立・孤独になる事案も増加してきています。

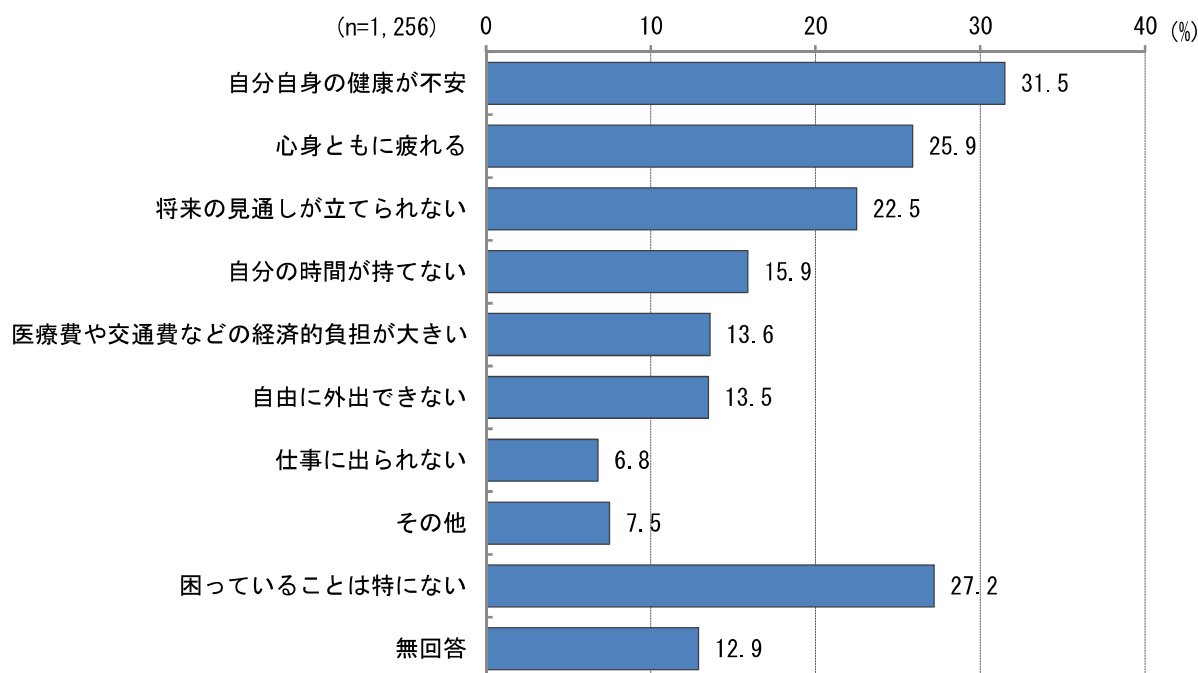
介助者が困っていることとして最も多く挙げられたのが「自分自身の健康が不安」(31.5%)であることから、障がい者の介助者が将来に対する不安感を抱いていることが見てとれます。

障がい者が地域で安心し、また自立して生活していくためには、日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことができません。特に、在宅生活が家族による介護のみに頼ることなく暮らすことができるよう、サービスの質や量の充実を図ります。

【図表 主な介助者】



【図表 介助者が困っていること】



(1) 相談支援体制の構築

施策名	内容
相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族（親・きょうだい等）がライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、庁内関係部署による組織横断的で伴走型の対応、地域の関係機関との連携強化を図るとともに障がい者基幹相談支援センターの相談体制の強化に努めます。
利用者本位の相談支援の実施	相談支援専門員や各事業者等と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、利用者本位の相談支援の実施を図ります。
地域自立支援協議会や各機関との連携と相談支援体制の強化	地域自立支援協議会や地域包括ケア会議などと連携し、高齢者や子どもを含むすべての住民が地域で安全・安心に暮らすことができる環境整備に取り組みます。
情報の収集、提供の充実	支援を必要とする人がニーズにあった制度やサービスを利用することができるよう、市ホームページの充実やSNS等を活用したきめ細やかな情報提供の充実を図ります。
点字・声の広報等の周知	地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援として点字・声の広報等発行事業の必要量の確保と利用促進するための周知を図ります。
個別対応の実施	障がい者基幹相談支援センターによる個別相談の対応やケース会議の開催など障がい者の立場に立った相談支援の実施に努めます。また、問題が重複化した相談は重層的支援体制のもとで関係支援機関が連携し支援できるよう取り組みます。

(2) 意思決定支援の推進

施策名	内容
成年後見制度等の周知と利用促進	判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう利用の促進を図るとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援	障がいにより意思疎通に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等によるコミュニケーション手段の提供を行います。
手話通訳者、要約筆記などの奉仕員養成研修の実施	手話通訳者、要約筆記などの奉仕員養成研修の実施により、人材の育成・確保を図りコミュニケーション支援を充実させます。
情報やコミュニケーションに関する支援機器の利用支援	情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。
絵記号等の普及及び利用の促進	意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図ります。

(3) 在宅サービスの充実

施策名	内容
訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめとする訪問系サービスの質・量の確保に努めます。
日中活動系サービスの充実	障がい者が日中利用することのできる生活介護や自立訓練、障がい者の家族のレスパイト等のニーズに応じる短期入所等の場の確保に努めます。また、就労支援を強化するため、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等と連携を図ります。
居住系サービスの充実	自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）の必要量の確保に努めます。また、施設内でのサービスの充実に努め施設利用者の生活の質の向上を促します。さらに、施設の持つ機能を活かし日中活動事業の拠点となるよう、施設と一層の連携を図ります。
地域生活支援事業の充実	障がい者の社会参加の促進や意思疎通支援の充実に努めます。また、移動支援や日中一時支援等の地域生活支援の事業所と連携しサービスの向上に取り組むとともに、日常生活用具給付等事業等の給付事業が障がい者にとってよりよい制度に見直せるようニーズの把握に努めます。

第3章 計画の取組

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

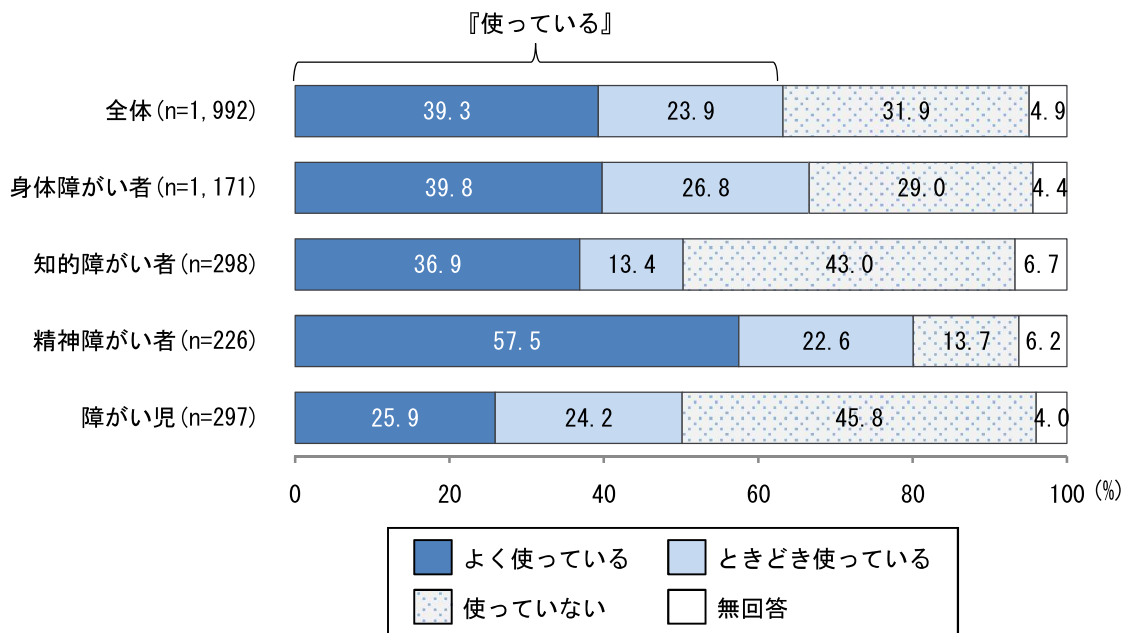
施策名	内容
障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の強化	児童発達支援センター、療育支援事業所、学校・保育所・幼稚園・認定こども園や地域子育て支援拠点との関わりをさらに深め、発達が気になる子どもを取り巻くネットワークの機能を強化させていきます。
療育支援の充実	行政の専門職と児童発達支援センターや療育支援事業所が連携を図り、適切なサービスをできる限り身近な場所で受けられるよう、療育支援体制の一層の充実を図ります。
放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化	就学後も引き続き専門的な支援が受けられるよう、放課後等デイサービスの整備と質の充実を図ります。また、保護者の育児負担の軽減、就労支援策として日中一時支援での障がい児の預かりを行います。
障がいのある子どもの保護者からの相談体制の強化	本市の相談員、保健師、庁内関係部署をはじめとして、障がい者基幹相談支援センターや発達障がい支援コーディネーターといった専門機関等との連携体制の強化を図ります。また、様々な支援策をライフステージに応じて分かりやすく示したリーフレット等を作成し周知していきます。

3 情報アクセシビリティの向上

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページやメールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションツールとなっています。障がい者が必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで自立した生活の実現や社会参加の可能性を広げることができます。

実態調査では、携帯電話やメール、インターネットの利用状況について『使っている』と回答した人の割合は約6割(63.2%)となっています。また、障がい種別にみると、知的障がい者は50.3%となっており、身体障がい者(66.6%)、精神障がい者(80.1%)と比べてやや利用率が低い傾向にあることが分かります。

【図表 携帯電話やメール、インターネットの利用状況】



第3章 計画の取組

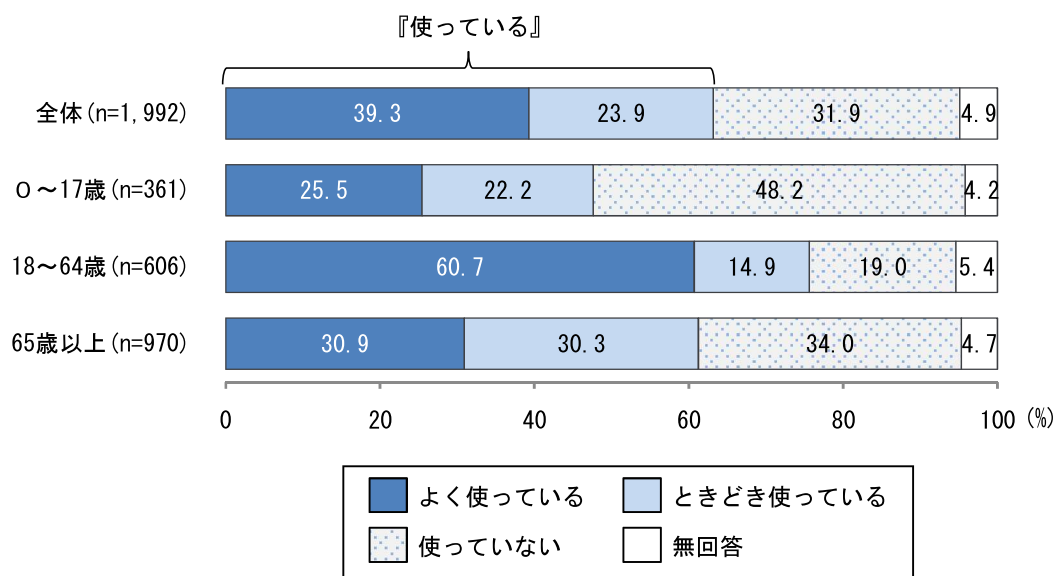
年齢別にみると、65歳以上の利用率は61.2%となっており、18～64歳(75.6%)と比べて利用率が低いことが分かります。特に「よく使っている」と回答した人の割合は、65歳以上では30.9%となっており、18～64歳(60.7%)の約半数に留まっています。

このように障がいのある人とならない人の間だけではなく、障がい種別や年齢等によっても、情報格差(デジタル・ディバイド)が生じている現状が分かります。すべての障がい者が等しく情報にアクセスできるよう配慮する必要があります。

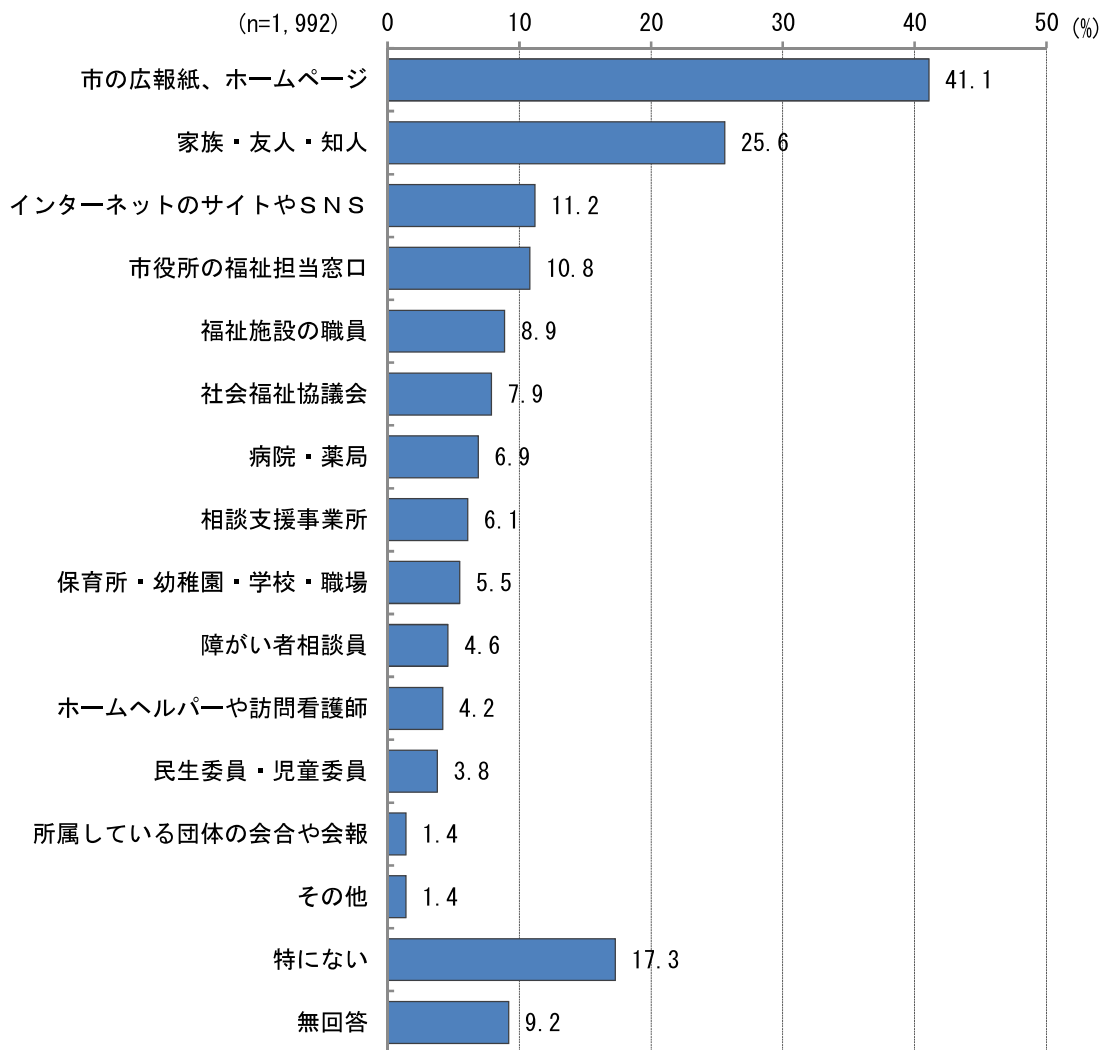
本市が実施している福祉施策についての情報を「市の広報紙、ホームページ」から入手する障がい者が多いものの、その割合は41.1%に留まっており、「家族・友人・知人」(25.6%)、「インターネットのサイトやSNS」(11.2%)、「市役所の福祉担当窓口」(10.8%)など、様々な入手先から情報を得ていることが分かります。

障がい福祉制度に関する情報等、複雑かつ難解な内容はむやみに情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもあります。障がい者が必要とする情報を簡潔により分かりやすく伝えられるよう配慮していきます。

【図表 携帯電話やメール，インターネットの利用状況（年齢別）】



【図表 市が実施している福祉施策についての情報の入手先】



(1) 情報アクセシビリティの向上

施策名	内容
コミュニケーション手段の充実	手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
SNSの利用啓発	インターネット、スマートフォンなどの情報機器の普及により本市の情報をSNSで発信し、障がい者のSNSの利用による社会参加の促進に努めます。
多様な手段による情報提供の充実と各種手続きのデジタル化	各種サービスの情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健・医療・福祉に関する様々な情報について広報紙や市ホームページを工夫して活用し、情報提供の更なる充実を図ります。 さらに、SNSやデジタル技術などの活用によりできるだけ多くの人に情報を提供するとともに、各種手続き等を簡素化できるよう努めます。

<基本目標>

総社市は障がい者の「健康」に責任をもちます

1 保健・医療の推進

本市では、医療機関との連携により、地域医療やリハビリテーション体制の充実に取り組むとともに、胎児期から高齢者まで各種健康診査を実施し、市民の健康づくりを推進してきました。妊娠の届出から出産まで、妊婦の心身の不安を軽減し安心して出産を迎えられるよう妊婦相談などを実施するとともに、健康診査を受けるように勧めています。さらに障がい者・児の保健・医療制度として、自立支援医療や重度心身障害者医療など各種制度の利用により、身体的及び経済的な負担の軽減を図ります。

妊娠中や出産後に、子どもに先天性の障がいや医療的ケアが必要であると医師から伝えられることがあります。また、乳幼児期においては健診等で発達遅れの指摘を受けることがあります。こうした際に保護者が子どもの障がいを受容できるよう、市の保健師などが赤ちゃん訪問などの機会に母子の心身の健康状況を把握し、障がいに関する情報の提供やアドバイスをを行います。そして、子どもの成長に合わせた寄り添った相談と関係機関との連携により、日常生活における育児のストレスや不安、孤独感から心身の健康が損なわれることを防いでいきます。

青年期には、低体重児の出産原因とも言われている酒・たばこの害についての指導を行っています。また、ライフステージごとの適切な時期に予防接種を受けて病気の発生、予防ができるよう啓発をしています。

精神科医療については、相談窓口や障がい者医療の充実により精神疾患の可能性のある者に対し、できるだけ早く関わりを持つことが重要となります。しかしながら、障がい者本人やその家族が障がいに対する理解が不十分で、定期的な通院や服薬ができず症状を悪化させていくことがあります。障がい者本人やその家族が障がいを受容し理解を深め適切な医療機関等とつながることで、生活のリズムを安定させていくことや社会参加・就労といった一人ひとりのニーズにあった支援を行っていきます。また、精神障がいに対する周囲の理解がまだまだ十分とは言えず、根強い偏見も残っているため、早期対応に結びついていない現状を変えていく必要があります。今後は、心の健康の保持・増進と障がい者・児の医療や生活に対する理解の周知・啓発を進め、地域で生活していくことができる環境整備に努めます。

(1) 保健・医療の充実

施策名	内容
妊産婦健康診査の啓発と妊産婦健康診査を受けやすい体制の維持	妊娠中を健やかに安心して過ごし安全に出産ができるように、妊婦健康診査を適切な時期に受けるよう妊婦に啓発勧奨していきます。また、市民の妊婦健康診査費用に係る経済的負担の軽減に努めるため、妊婦健康診査の公費負担の継続を図り妊婦健康診査を受けやすい体制を維持していきます。
妊産婦に対する健康相談や支援の充実	若年妊婦、高齢妊婦、その他指導が必要な妊婦に対し健康相談や指導の充実を図るとともに、乳幼児健康診査後の気になる子どもへの相談や訪問のさらなる充実と関係機関との連携を図ります。
保護者や子ども同士の仲間づくりをする環境の整備	関係機関と連携しながら、保護者や子ども同士の仲間づくり、子ども同士がふれあうことのできる環境の整備やピアサポート活動、居場所の拠点整備などを支援していきます。また、先輩保護者をペアレントメンターとして支援者に加え、子育て期の悩みを相談できる体制を整備していきます。
自立支援医療、心身障害者医療制度の周知	パンフレットや広報紙、ホームページなどにより、自立支援医療や心身障害者医療制度等の医療費公費負担制度の周知に努めます。
医療的ケア児とその家族に対する支援体制の構築	医療的ケア児とその家族に対し、総社市地域自立支援協議会医療的ケア児等支援連絡会を中心に関係機関が連携し、医療的ケア児の保護者の会との情報共有、各ライフステージにおける支援内容の検討、関係機関によるネットワークの構築等に努めます。

第3章 計画の取組

(2) 精神保健対策の充実

施策名	内容
精神保健対策の充実	心の健康づくり講演会等による啓発活動や、「心の健康相談」等の実施による相談体制の整備、保健所や関係機関等との連携のもと、電話や訪問活動など気軽に相談できる窓口の充実に努めます。
自殺対策の充実	自殺予防の一役を担うゲートキーパーの養成等に努めるなど関係機関との協働により取り組みます。
保健・医療・福祉の連携と社会復帰対策の推進	入院医療から地域生活への移行を推進するため、保健所、医療機関等と連携し、保健・医療・福祉施策の体系的な展開を図ります。さらに、仲間づくりや対人関係構築の訓練ができる場となる地域活動支援センターなどへの参加を促進し、社会復帰対策の充実に努めます。
家族の精神的負担及び介護の負担軽減	障がい者の理解と支援を図る家族会組織の育成と強化に努めます。障がい者と家族を支えるボランティアの育成を図っていくと同時に、講座だけではなくその後も自主的、継続的に取り組んでいくことを念頭に計画・実施していきます。
精神保健の普及啓発活動の推進	精神障がい者に対する偏見等を解消し真の理解を深めるために、障がい者理解につながるイベントの開催、学校、職場において普及啓発活動を積極的に推進します。
地域相談支援体制の確立	社会復帰可能な精神障がい者が、精神保健福祉の専門家によるきめ細やかな支援を受け、社会復帰訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう地域移行支援のネットワーク体制の充実に努めます。また、地域移行支援や地域定着支援の体制整備を図ります。

(3) 難病等に関する保健・医療施策の推進

施策名	内容
難病等患者に対する福祉施策の推進	保健・医療・福祉関係者の連携のもとに在宅療養が継続しやすい環境づくりに努めます。また、ホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具給付等事業の利用の促進を図り在宅療養を支援します。
難病等患者に対する生活支援体制の整備	県と連携し、交流会や相談会など難病等患者やその家族を支援する体制の整備に努めます。
普及啓発活動の推進	市民に対する多様な障がいについての理解の促進に努めます。

(4) 疾病等の予防・治療

施策名	内容
予防接種の周知	予防接種の重要性とその効果の周知を図り、疾病予防に努めます。
健診（検診）の実施	健康増進、疾病予防のため、各種健診（検診）の実施と積極的な受診勧奨を進めていきます。
医療機関への受診勧奨と保健指導の強化	健診（検診）の受診結果により、精密検査や早期治療が必要な者に対しては医療機関への受診勧奨を行います。また、生活習慣の改善が必要な者に対しては保健指導を実施していきます。
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添いつつ、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら保護者との信頼関係を築きます。

2 健康増進と生きがいづくり

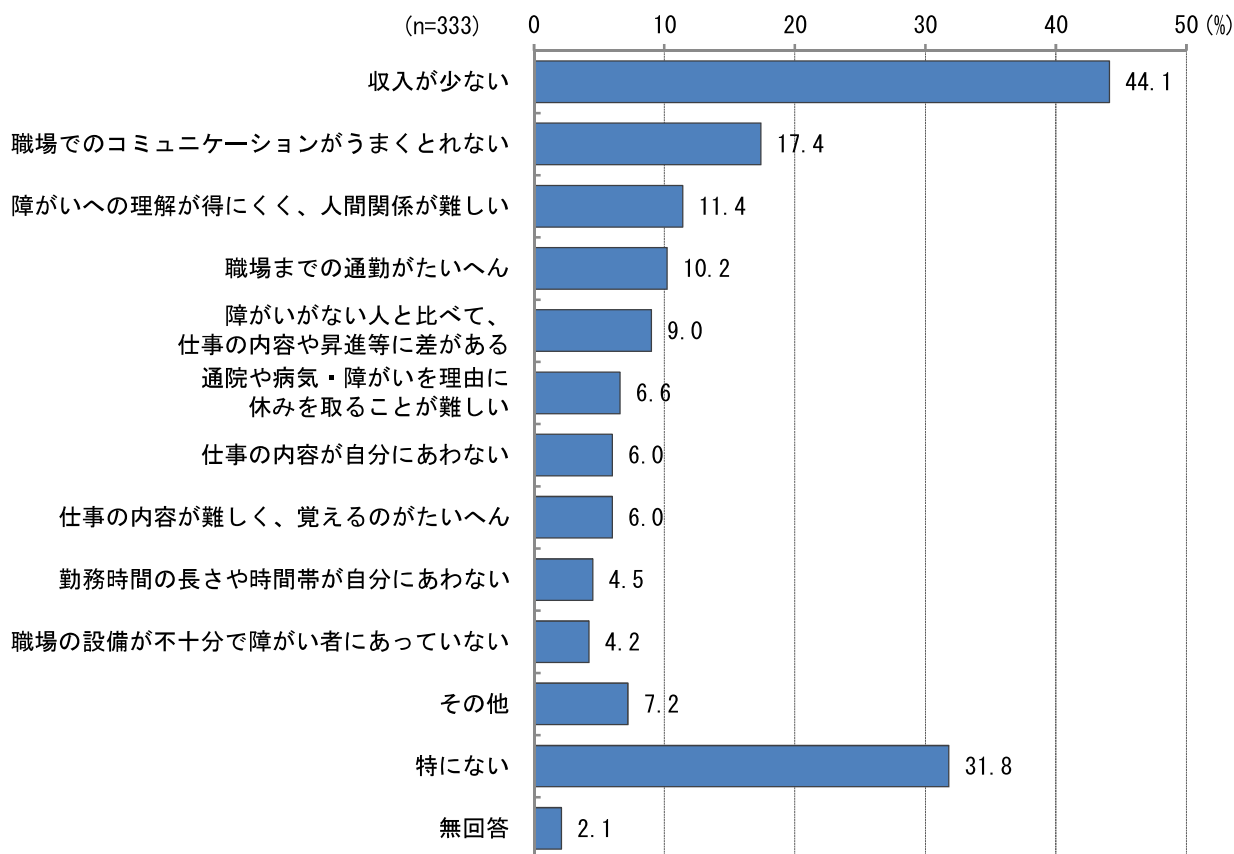
障がい者が仕事と住まいを確保し自立した生活を過ごす中で、仕事や生活のストレスを解消する方法や休日の過ごし方等が分からず体調に不調をきたすことが課題となってきています。また近年、障がい者千五百人雇用センターには求職の相談より就労後の労働環境や人間関係の悩みを相談する電話やメールが多く入ってきており、その数は全体の4割にまで及んでいます。

実態調査では、仕事のことで悩んでいることや困っていることについて「職場でのコミュニケーションがうまくとれていない」（17.4%）、「障がいへの理解が得にくく、人間関係が難しい」（11.4%）など人間関係での悩みを抱える人が多いことが分かります。また、将来に対して不安に思っていることについて「自分の身のまわりのことができるかどうか」（36.9%）、「生活費の負担ができるかどうか」（31.9%）と回答する人が多く、日常の生活を過ごすことに不安やストレスを感じている人が多い実態が分かります。

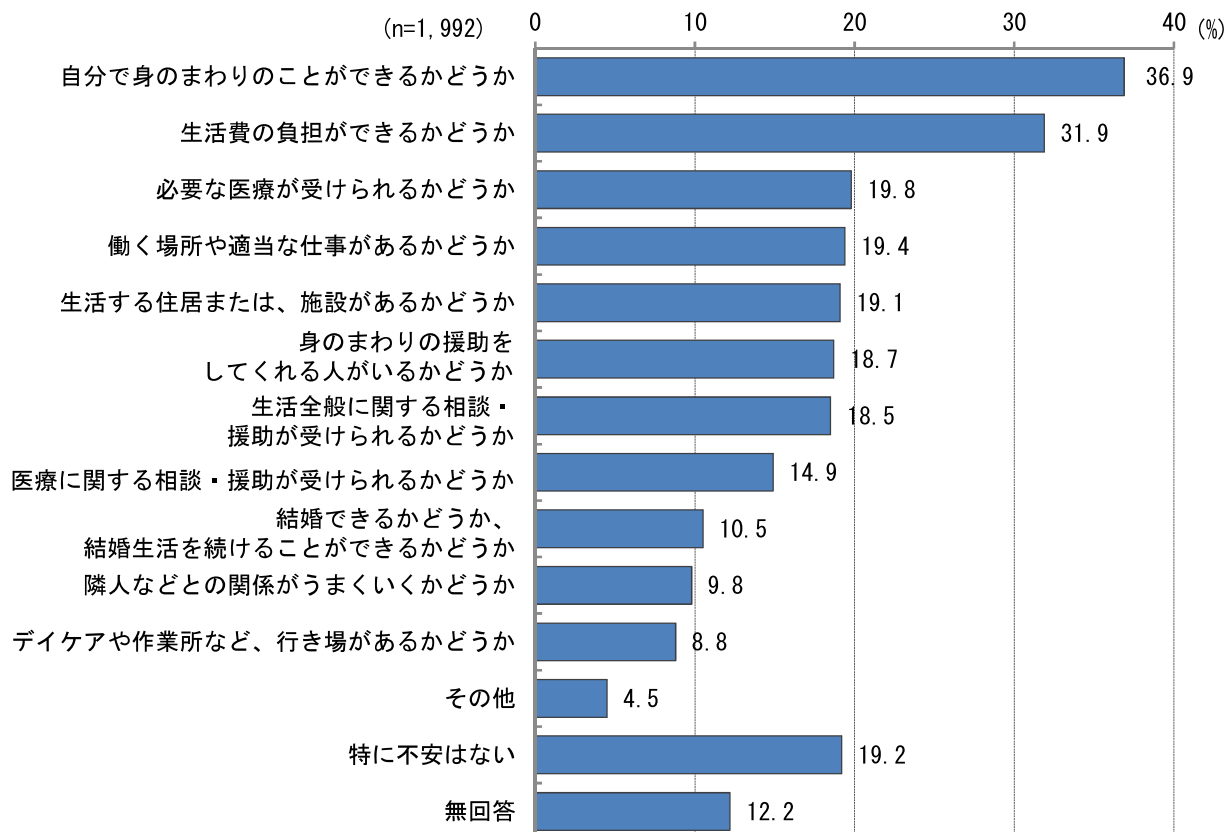
そのため、ストレスの解消や規則正しい生活リズムを維持する手段として、仕事や通所時間以外の休日などの過ごし方、余暇活動の充実を推進していきます。また、障がい者自身の活動や作品が市民から注目されたり、関心を持たれたりすることで生きがいとなり、さらに意欲的に取り組むことにつながるため、余暇活動の推進とともに仲間づくりや文化・芸術、生涯スポーツ等を通じた生きがいづくりにも取り組んでいきます。

第3章 計画の取組

【図表 仕事のことで悩んでいることや困っていること（18～64歳）】



【図表 将来に対して不安に思っていること】



(1) 心の健康の増進

施策名	内容
生活相談体制の充実	障がい者基幹相談支援センター等の相談体制を充実させ、生きづらさや生活の中で抱える悩みの相談、心のケアを行います。
就労後の相談体制の強化	企業等で就労している障がい者が仕事の内容や職場の人間関係で悩み、安定した出勤ができなくなる前に、障がい者千五百人雇用センターが職場訪問や電話相談などのフォローアップを積極的に行うことで、就労におけるストレス対策に取り組みます。
仲間づくりの場の提供	日常生活において、プライベートの時間の過ごし方次第で生活が充実していきます。趣味やスポーツなど同じ楽しみをもつ仲間をつくり生きがいをもって過ごせるよう、活動の場などの情報を提供していきます。
家族の障がいに対する理解促進	障がい者には、家族に障がいに対する理解がないことで、病院の受診やサービスの提供を受けることができないこともあります。子どもの頃から支援を受けることで成長にあわせて社会参加ができる能力を身につけられることがあります。早い段階で家族に対して障がい特性への理解を進めていきます。

(2) 生きがいづくりのサポート

施策名	内容
生活介護事業所の活動紹介	障がい者の活躍の機会を創出するため、障がい者が通所する生活介護事業所で創作した作品などを市内企業や事業所等で紹介できる仕組みをつくります。
生涯学習の機会の情報提供	障がい者の障がいの特性に合った趣味創作活動や生きがいづくりを支援するため、市内の公民館などで行われている研修会や定期講座などの情報提供を行います。
余暇活動の場の提供	障がい者が余暇活動を行う地域活動支援センター、障がい者が気軽に集える場、障がいの特性から人ごみが苦手な人が活動できる場など障がい者やその家族が落ち着いて過ごせる場の提供に努めます。

<基本目標>

総社市は障がい者の「雇用」に責任をもちます

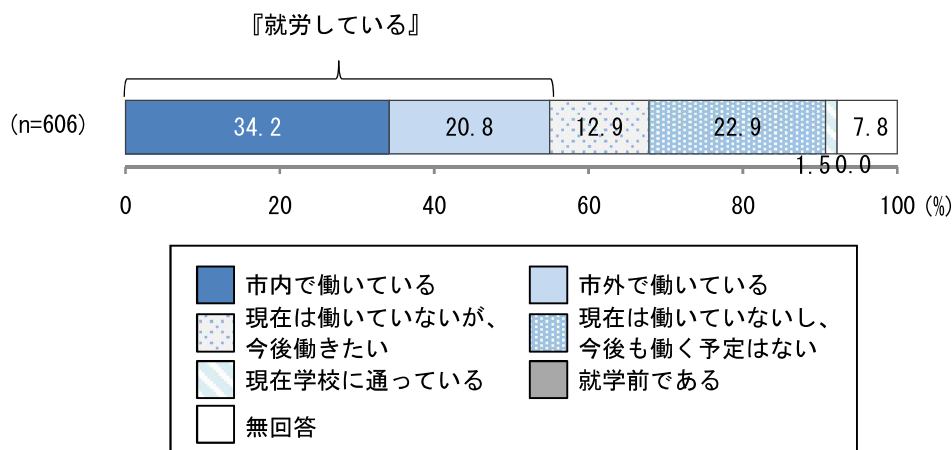
1 雇用・就業，経済的自立の支援

就業の機会は、障がいの有無に関わらず、就業を希望する者に提供されなければなりません。障がい者が職業に就き社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。また、障がい者が働き自立した生活を送ることで保護者や家族も働くことができたり、新たな生きがいをもって生活することができる機会の創出にもつながります。

障がい者一人ひとりの能力や障がいの特性にあわせた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般就労や福祉的就労の促進に努めるなど、障がい者の雇用機会の拡大を図っていきます。

実態調査では、現在の就労状況について『就労している』と回答した人の割合は 18～64歳の障がい者で 55.0%となっています。

【図表 現在の就労状況（18～64歳）】

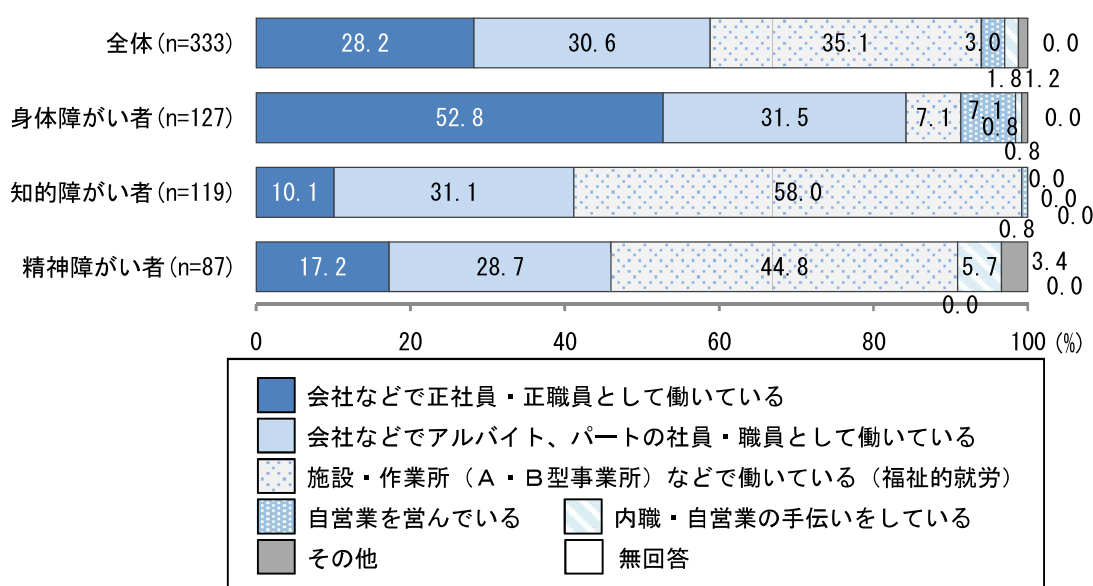


正社員等(正社員・正職員)で就労している人は3人に1人(28.2%)に留まっています。就業形態は障がい種別によって大きく異なっており、知的障がい者の約6割(58.0%)、精神障がい者の4割超(44.8%)はいわゆる福祉的就労となっています。

福祉的就労は、民間企業での雇用が困難な障がい者にとって能力の向上に必要な訓練を受ける場、就労の場として、また就労を通じた生活の自立促進や社会参加を進める施策として重要な役割を担っています。一方で、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低いという課題があり、実態調査の結果でも仕事上の悩みとして最も多く挙げられたのは「収入が少ない」(44.1%)となっています。

障がい者がその特性と能力にあわせた職業に就くことは、経済的に自立し地域でいきいきと生活していくための生きがいになります。働く意欲のある障がい者が、その能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保できるよう努めるとともに、障がい者千五百人雇用センターを中心にハローワーク総社、倉敷障がい者就業・生活支援センター等と連携し障がい者が一般就労できるよう取り組んでいきます。

【図表 就労形態 (18～64 歳)】



第3章 計画の取組

(1) 総合的な就労支援

施策名	内容
各種助成制度等の周知, 障がい・障がい者に関する理解促進	障がい者雇用の推進に関して, 総社商工会議所や総社吉備路商工会など関係団体と連携し, 事業者を対象とした障がい者雇用に関する講演会・相談会の実施や特別支援学校の見学等の取組を行います。
障がい者雇用に取り組む事業主に対する支援	総社市障がい者千五百人雇用推進条例に基づいて, 障がい者雇用に積極的に取り組む事業主に対して事業所の様々な活動を評価・顕彰し, その取組や活動内容を広く市民に周知することで障がい者雇用の促進に努めます。
事業者としての本市の取組	市は障がい者雇用を推進する立場から, 更なる障がい者雇用に取り組めます。優先調達や業務の切り出し, 見直しなどを積極的に行い, 就労継続支援事業所等から物品を購入したりサービスの提供を受けたりするなど, 障がい者の賃金・工賃向上に努めます。 また, 企業等に対しても同様に就労継続支援事業所の積極的な活用を周知・啓発していきます。
市民の理解促進	障がい者雇用を推進するためには, 企業等の事業者のみならず広く市民がその必要性を理解することが必要なため, 理解を深めるための取組を引き続き行っていきます。
障がい者に対する支援情報・就労関連情報の発信	障がい者雇用を推進するツールとして, 障がい者に対する生活支援情報や就労関連情報の発信を積極的に行います。また, 様々な本市の取組や関連機関の取組等に関する情報発信を行うことによって, 企業等の事業者や国・県・他の自治体等, 障がい者雇用に関心を持つ法人等との新たなつながりを積極的に構築していきます。
就業・生活支援体制の枠組みづくり	障がい者千五百人雇用センターの運用により, 障がい者の自立を目指し新規就労者・新規就労先の開拓, 職場定着に向けた支援や生活支援等を行うことで障がい者雇用の推進を図ります。また, ハローワーク総社に設置した就労支援ルーム及び相談支援の拠点施設である総社市社会福祉協議会の障がい者基幹相談支援センターを活用し, あらゆる障がい者の特性に応じた総合的な就業・生活支援体制を構築していきます。

施策名	内容
就労継続支援 A 型及び B 型との連携	市内の就労継続支援事業所（A 型・B 型）との連携体制を強化し、事業所の経営の安定を図ります。また、就労後の定着を支援し、障がい者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。
就労継続支援事業・就労移行支援事業の充実	障がい者の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携し就労継続支援事業（A 型・B 型）や就労移行支援事業の周知や利用促進、事業の充実を進めていきます。
障がい者就労施設等の製品・サービスの販路拡大	福祉的就労の場で製造される製品や提供できるサービスの販路拡大に向け、市庁舎内や行事等での販売や訪問先企業での紹介などで販路拡大に努めます。
就労移行支援事業の利用促進	一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用促進を図ります。
就労支援の充実	就労体験実習の実績を積み重ねていくとともに、仕事先でのサポートをしてくれるジョブコーチ制度の普及啓発に取り組み、利用を促進することで就職後の職場定着を高めるための支援に努めます。また、企業等に対しトライアル雇用制度の周知に取り組み障がい者の雇用を促進します。さらに、近年普及がめざましい IT 等を利用したテレワークなどでの就労の実現に向け、環境整備やスキルアップのための取組など関係機関と推進を図ります。特別支援学校を卒業する就労希望の生徒がスムーズに移行できるよう柔軟な支援を行います。

(2) 経済的な自立の支援

施策名	内容
年金・手当等の周知及び充実	障がい者の生活安定のための年金、手当等について「障がい福祉のしおり」などで制度の周知を図り、無年金者や未支給者の発生防止に努めます。また、年金、手当等の充実を国等に働きかけます。
経済的負担の軽減	税金や公共料金の減免等について「障がい福祉のしおり」や「広報そうじゃ」、市ホームページなどにより周知を図るとともに、内容の充実について国に働きかけます。岡山県心身障害者医療費公費負担制度については、県に精神障がいの対象要件拡大や利用者負担の軽減及び所得制限の緩和を働きかけます。また、生活福祉資金貸付制度や各種助成制度の周知に努めます。

2 定着支援と賃金・工賃の向上

障がい者が就労した後の定着率を上げていくためには、一般就労、福祉的就労ともに賃金・工賃の向上に向けた取組が必要となってきます。

障がい者千五百人雇用センターでは、障がい者一人ひとりの特性を考慮し事業者のニーズや就労現場をマッチングさせているものの、就労後に職場環境や業務内容・勤務時間、人間関係等に問題が生じ、出勤できない日が続くといった不規則な勤務状態となり雇用の継続が難しくなるケースが多くみられます。

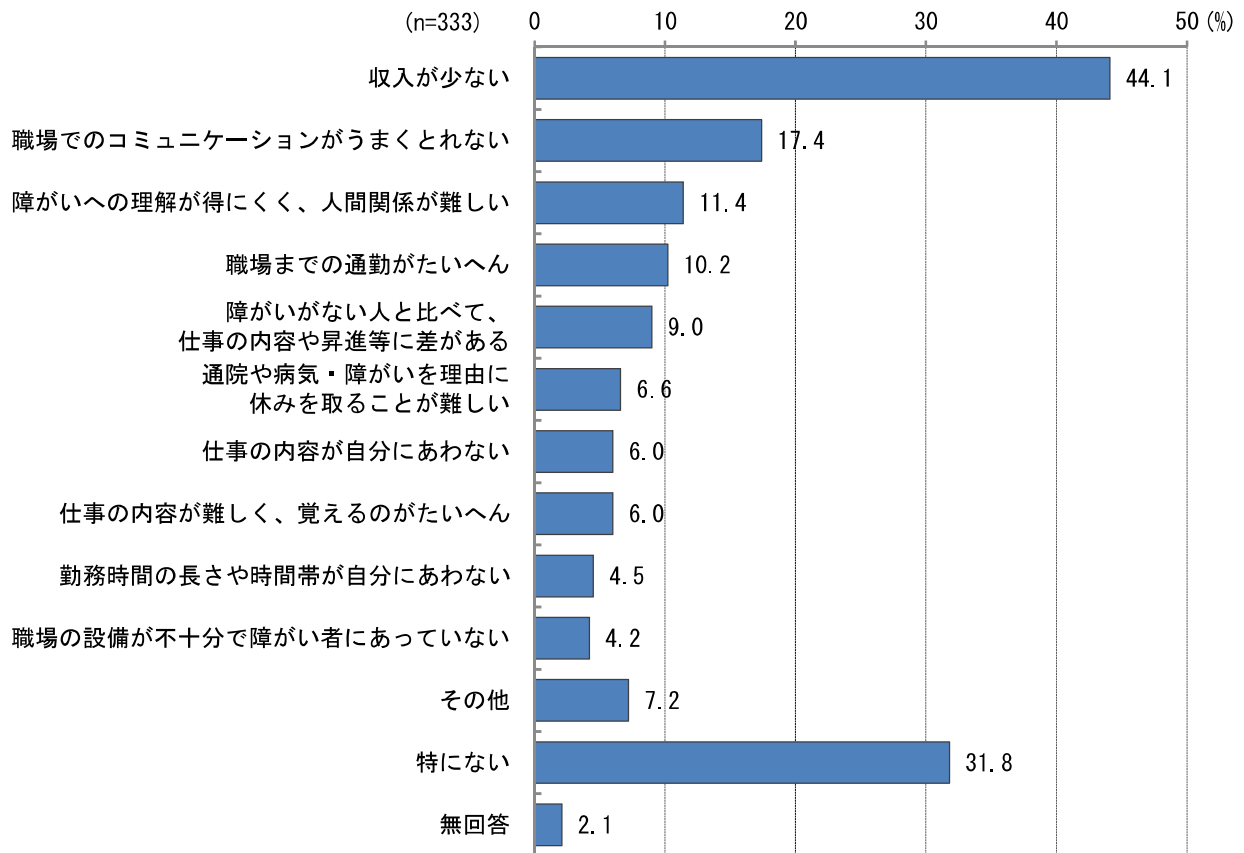
実態調査では、仕事のことで悩んでいることや困っていることがある人は約7割(68.2%)となっており、最も多い回答は「収入が少ない」(44.1%)、次いで「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(17.4%)となっています。

これまでも障がい者雇用事業として就労だけでなく定着支援も行ってきたことから、就労後に悩みを抱える障がい者にも寄り添った支援を行うとともに、雇用主側からも気軽に相談できる関係を構築し、離職を防ぐ対策を提案するなど相談支援体制の強化に努めます。

また、働き続けるためには障がい者が安定した収入を確保できることが重要となってきます。生活していくうえで主な収入として本人の給料・賃金の割合が高くなっていますが、障害基礎年金を受給していない場合や家族からの経済的な支援の減少により自立した生活が困難になる事例も増えています。長時間の労働が多い一般就労ではなく、福祉的就労で継続して働くには賃金・工賃の向上に向けた取組が必要となってきます。コロナ禍における総社デニムマスクの特需で、障がい者の賃金・工賃は一時期増加しましたが、コロナ禍後の安定した収益の確保にはつながっていません。

行政と就労継続支援事業所等が連携し工賃向上研修などを行い、先進地の好事例を学ぶことや複数事業所で大きな業務を共同で請け負う仕組みづくり、ブランディングやブラッシュアップによる新たな製品・サービスの創出と質の向上などに取り組み、働く障がい者の自立を支える収入の増加に努めます。

【図表 仕事のことで悩んでいることや困っていること（18～64歳）※再掲】



(1) 障がい者の定着支援

施策名	内容
障がい者の定着支援	就労後に障がい者が職場で抱える問題について、特別支援学校や障がい者千五百人雇用センター等の関係機関が職場訪問をするなど、フォローアップを行い就労の定着を支援していきます。
障がい者就労移行支援金制度の活用	福祉的就労から一般就労に移行し、就労後6か月が経過した人に対して就労移行支援金を支給し、現況の確認とその後の定着を支援します。
ワーク・ライフ・バランスの支援	仕事と生活の調和・両立を図るため、職場のメンタルヘルスの活用や規則正しい生活を心がけるなど充実した生活を過ごすための相談支援や制度の周知を行います。
就労先の障がい者への理解	障がい者が働く現場において、管理責任者・上司・指導者・同僚等周囲の人が障がいの特性について理解を深め、問題が発生した際にお互いに向き合える関係性を構築できるよう障がいに関する情報の周知・啓発に努めます。

第3章 計画の取組

(2) 賃金・工賃向上の促進

施策名	内容
優先調達を活用した商品・サービスの展開	市が発注・委託する商品やサービスについて就労継続支援事業所から優先的に調達するとともに、業務の切り出しを工夫するなど、新たな発注を積極的に行います。
工賃向上に向けた研修会等の開催	就労継続支援事業所の新たな事業展開やサービスの提供を検討していくため、先進的に取組を行っている事業所や企業を講師として招聘する研修会などを開催していきます。
企業への就労継続支援事業所の紹介	企業等へ障がい者雇用を啓発する際に、就労継続支援事業所が行っている施設外就労や受託業務の内容、販売商品などを紹介し、障がい者との接点を持つきっかけづくりに努めます。
就労継続支援事業所の連携による共同受注体制の構築	大きな仕事を複数の就労継続支援事業所で分担することにより単価が高く、継続かつ安定して発注される仕事を受注できる体制を構築します。
商品のブランディングとブラッシュアップの推進	地域自立支援協議会の就労支援事業所連絡会で、商品のブラッシュアップやブランディングに取り組み、選ばれる良い商品づくりを行います。
施設外就労や業務委託による工賃向上の取組	人材不足等に悩んでいる企業などに、業務負担の軽減策として就労継続支援事業所の施設外就労や、業務の委託等を活用してもらうことにより障がい者の工賃向上に取り組みます。

<基本目標>

総社市は障がい者の「教育」に責任をもちます

1 特別支援教育の推進

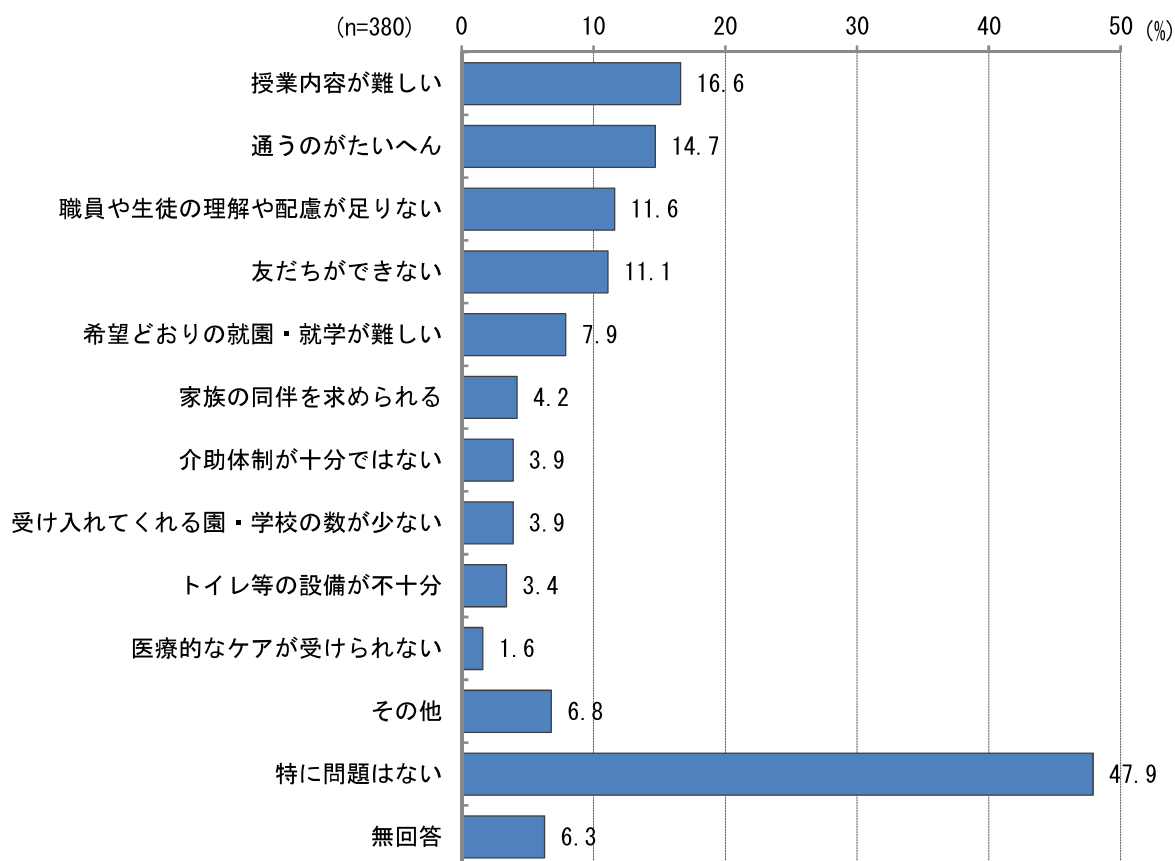
障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。本人やその保護者が望む教育を妨げる要因をできる限り取り除くことで、より多くの選択肢を確保できるよう努めます。

「障がい者の権利に関する条約」第 24 条によれば、インクルーシブ教育システムとは障がいのある人となない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。本市においてもこのインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導を受けられる教育の推進に努めます。

第3章 計画の取組

実態調査では、通園や通学をする場合に困ることについて「特に問題はない」と回答した人の割合は約半数(47.9%)と多かったものの、「授業内容が難しい」(16.6%)、「通うのがたいへん」(14.7%)、「職員や生徒の理解や配慮が足りない」(11.6%)などの課題も挙がっています。

【図表 通園や通学をする場合に困ること】



(1) 療育の充実

施策名	内容
療育相談支援, 訪問の充実	乳幼児健康診査後の要支援児への療育相談支援, 訪問の充実や関係機関との連携を図ります。
関係機関とのネットワークの整備	障がいのある子どもが適切な保健・医療・福祉等のサービスが受けられるよう児童相談所, 保健所, 関係医療機関, 児童発達支援センター及び療育事業所等とのネットワークの整備を図ります。
個々の子どもに合わせた支援の充実	障がいのある子どもとその家族のニーズや問題点を的確に把握し, 早期療育に結びつくような様々な情報を提供するとともに, 実施される障害児相談支援(計画作成)において個々の子どもに合わせた支援の充実を図ります。

施策名	内容
療育を受けることのできる場の充実	関係機関との連携を図り協力を得ながら、障がいのある子どもが療育を受けることのできる場の充実に努めます。
保護者の会の育成，支援	障がいのある子どもとその家族同士が交流し相互に支え合うことで、障がいのある子どもを育てる保護者の育児不安や負担感の軽減を図ることのできる保護者の会の育成，支援を行うとともに周知・啓発に努めます。
障がい児保育，教育体制の推進	発達の遅れ，偏りなどの状況に応じたよりよい療育につなげるためにはどのような場での支援が最善であるかを保護者と共に考えるとともに，保育，教育にあたっては必要に応じて専門機関との連携を図るなど，一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな対応に努めます。

(2) 学校教育の充実

施策名	内容
就学指導体制の充実	特別支援学校への就学が適当と思われる子どもが，地域の小・中学校への就学を希望する場合は，保護者と地域の学校と行政が連携した就学相談を実施し，保護者の意見を尊重しつつ共に考えていきます。
教育相談の充実	発達障がいのある子どもが思春期前後に二次的な障がい（強度行動障がいなど）を発症するケースがあることから，二次的な障がいを発症する可能性のある特別支援教育対象の子どもについて，各校園において専門家による積極的な保護者等へのカウンセリングの実施，専門家や関係機関を交えたケース会議の開催をしていくよう研修等の実施を通じて働きかけます。
特別支援学級等における指導・支援の充実	障がい等に応じた教育を保障するため，特別支援教育推進センター「きらり」を中心に必要に応じた特別支援学級や通級指導教室等の指導・支援の充実に努めます。
通常の学級における指導・支援の充実	自閉症やアスペルガー症候群，その他の広汎性発達障がい，学習障がい（LD），注意欠如・多動性障がい（ADHD）等の特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育の充実に努めるため，インクルーシブ教育の理念を踏まえた通常の学級における指導・支援の充実に努めます。
進路指導の充実	進学後の生徒の学校生活への適応を円滑にするために，中学校と高等学校等の間で情報の引継ぎを行うとともに，生徒の特性や保護者の希望を踏まえた情報交換の場を設定するなど，双方の連携を深めるよう努めます。

2 生涯学習としての文化芸術活動，スポーツ等の振興

スポーツやレクリエーション・文化芸術活動は、人生をより豊かに充実したものにするため、障がいのある人もない人も共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

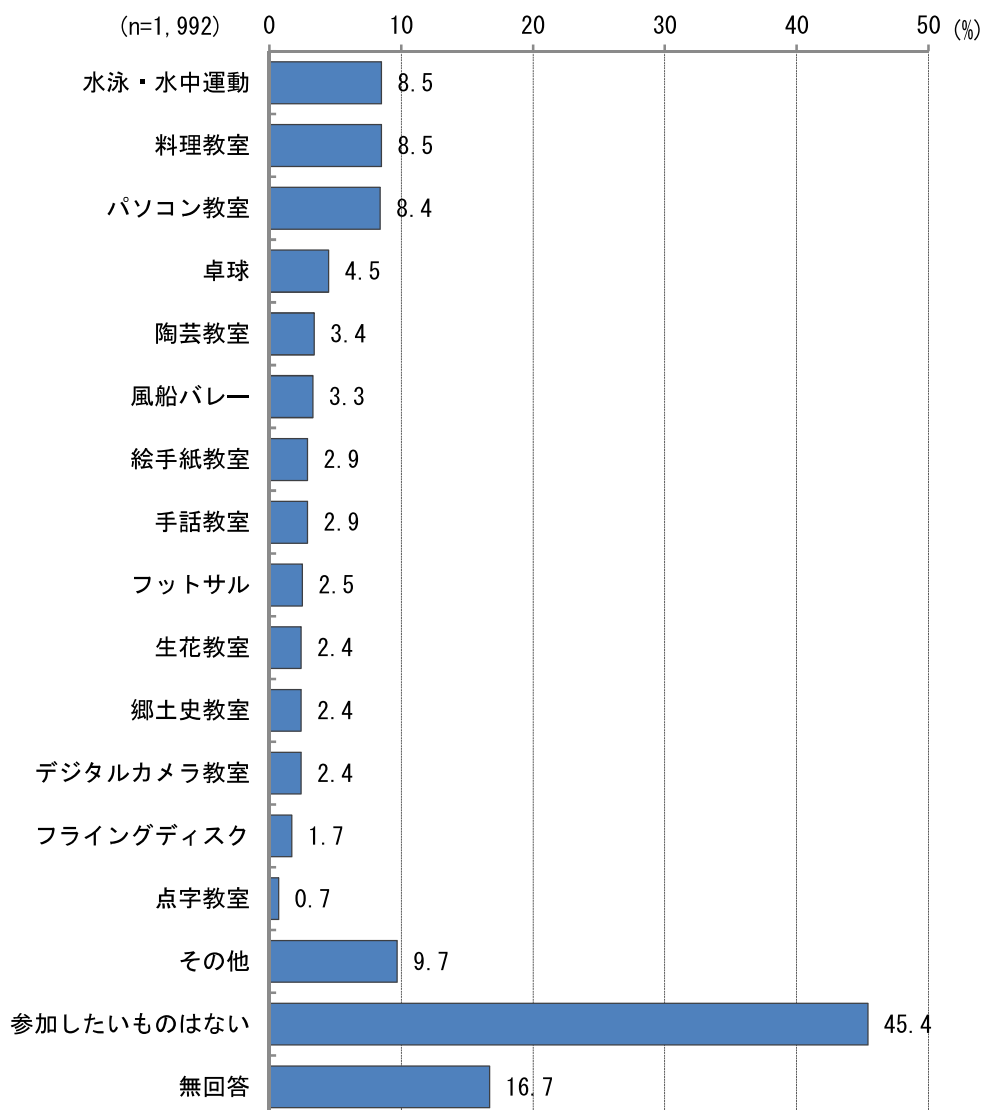
本市では、障がいの有無に関わらずスポーツの普及を図るとともに、障がい者の自己実現や社会参加を促進しています。

実態調査では、参加中もしくは参加したいと思う文化芸術活動・スポーツは多岐にわたっている一方で「参加したいものはない」との回答が45.4%となっており、障がい者のニーズや多様な特性に応じた機会の提供、参加しやすい環境づくりが必要となっています。

生涯学習やレクリエーション・スポーツ・文化芸術活動は、生きがいの創造や社会参加への意欲を高めていくうえで極めて重要であることから、多様な活動の機会を創出するとともに障がい者等の体力の増強・交流・余暇等の充実を図ります。

また、多種多様なスポーツや文化芸術活動についての情報を提供することで、障がい者が各活動に参加しやすい環境の充実を図ります。

【図表 参加中もしくは参加したい文化芸術活動・スポーツ】



(1) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

施策名	内容
学習活動の支援	市図書館、公民館等の社会教育施設において、障がい者の利用に配慮した学習・活動の場を提供するよう努めます。
市主催事業での手話通訳等の実施	市主催の行事などに手話通訳者を配置し、聴覚障がい者の社会参加の機会の拡大と活動の支援に努めます。
点字図書・録音図書・大活字本の整備充実	市図書館での点字図書・録音図書・大活字本を充実させるよう努めます。

(2) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策名	内容
文化活動の推進	障がい者も文化活動や文化サークルに気軽に参加できるよう、実施方法の検討や情報の提供を行います。
スポーツ・レクリエーション活動の推進	障がい者の特性やニーズに応じたスポーツ競技等の導入推進に努め、障がい者のスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。また、スポーツ体験講座や障がい者のサロン活動等についての情報提供を行います。
ボランティアの参加促進	障がい者スポーツ・レクリエーション大会へのボランティアの参加を促進し、障がい者スポーツに対する理解と関心の向上を図ります。
芸術祭や展覧会等の開催支援	障がい者の参加する芸術祭や展覧会等の開催を支援します。
地域の人々との交流促進	市内の各種イベントが障がい者も参加しやすいものとなるよう努め、障がい者と地域住民との交流促進を図ります。

